

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		進学準備給付金の支給の申請に対する処分
根拠条例・規則等名		①生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号） ②さいたま市福祉事務所長事務委任規則（平成 15 年さい たま市規則第 43 号）
条 項		①第 55 条の 5 第 1 項 ②第 2 条第 1 項
所 管 部 課		区役所 健康福祉部 福祉課
審 査 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	福祉事務所長は、生活保護世帯の子供の大学等への進学 の支援を図ることを目的として、その管理に属する福祉 事務所の所管区域内に居住地を有する被保護者（18 歳に 達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者その他 厚生労働省令で定める者に限る。）であって、大学等（厚 生労働省令で定める特定教育訓練施設に限る。）に確実に 入学すると見込まれる者に対して、厚生労働省令で定め るところにより、進学の際の新生活立ち上げの費用として、 進学準備給付金を支給する。
	設定等年月日	平成 30 年 7 月 19 日設定 平成 30 年 7 月 19 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	総日数 14 日（土日・祝日等を含む）
	設定等年月日	平成 30 年 7 月 19 日設定 平成 30 年 7 月 19 日最終改正
備 考		